

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 // 日

申請者 フリガナ ワタナベセツビ コウギョウ
 氏名又は名称 渡辺設備工業株式会社

住所 〒635-0047 奈良県大和高田市田井新町3番17号
 フリガナ 代表 ワタナベ タダフミ
 代表者氏名 渡辺忠文

電話番号 0745-22-1768
 FAX番号 0745-22-1445
 メールアドレス w-setubi@axel.och.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 20 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 11 日

届出者

氏名又は名称 疎邊設備工業株式会社
〒635-0047
住 所 奈良県大和高田市田井新町3番17号
代表者 氏名 代表取締役 疎邊 忠文



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ワタナベセツビコウギョウ 疏邊設備工業株式会社		
住 所	〒635-0047 奈良県大和高田市田井新町 3番17号		
フリガナ 代表者の氏名	ワタナベ タダフミ 代表取締役 疎邊 忠文		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
・代表者の代名	代表取締役 疏邊 徳男	代表取締役 疏邊 忠文	令和2年6月1日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 6 月 11 日

申請者

氏名又は名称 渡辺設備工業株式会社

住 所 奈良県大和高田市田井新町3番17号

代表者 氏名 代表取締役 渡邊忠文



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市田井新町3番17号
渡辺設備工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-013721		
商 号	渡辺設備工業株式会社		
本 店	奈良県大和高田市田井新町3番17号		
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	昭和63年6月1日		
目的	1. 一般土木建築工事業 2. 管工事業 3. 上記に付帯する一切の事業		
発行可能株式総数	400株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 350株		
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記		
資本金の額	<u>金3500万円</u>		
	<u>金1000万円</u>		平成30年 7月31日変更
			平成30年 8月 3日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役 渡邊徳男 取締役 渡邊忠文		平成28年11月20日重任
			平成28年11月28日登記
			平成28年11月20日重任
			平成28年11月28日登記

奈良県大和高田市田井新町3番17号
渡辺設備工業株式会社

	取締役 坂本淳二	平成28年11月20日重任 平成28年11月28日登記
	取締役 坂本真弓	平成28年11月20日重任 平成28年11月28日登記
	奈良県大和高田市中三倉堂二丁目7番2号 代表取締役 渡邊徳男	平成28年11月20日重任 平成28年11月28日登記
	奈良県大和高田市曾大根一丁目7番8号 代表取締役 渡邊忠文	平成30年 1月 1日就任 平成30年 1月18日登記
	監査役 渡邊秀子	平成28年11月20日重任 平成28年11月28日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成28年11月28日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年 5月26日移記

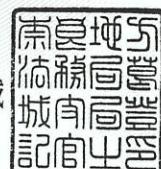


これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 6月11日
奈良地方法務局葛城支局
登記官

杉 本 孝 誠



定 款

渡辺設備工業 株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、渡辺設備工業 株式会社 と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般土木建築工事業
2. 管工事業
3. 上記に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 奈良県大和高田市 に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。



(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第9条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

- 第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
- 2 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第13条による届出印を押印できないときは、実印又は代表者印を押印し、印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

- 第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。
- 2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第13条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印又は代表者印を押印し、印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。
- 3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前2項に準ずる。

(手数料)

- 第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

- 第13条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

- 第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、必要があるときには、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合には、隨時これを招集する。

(招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によつて取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(株主総会の決議等の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主1名であることを要する。

2 前項の場合には、当該株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上とする。



(取締役の選任及び解任の方法)

第23条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

2 代表取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集し、その議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、1名以上を置く。

(監査役の選任及び解任の方法)

第32条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議

決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。

(監査役の報酬)

第34条 監査役の報酬については、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第36条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第38条 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は現行定款に相違ありません。

令和 2 年 6 月 1 日

渡邊設備工業 株式会社
奈良県大和高田市田井新町 3-17
代表取締役 渡邊 忠文

